

# 津島市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 津島市

事 業 名 : 津島市公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	・単独公共：昭和39年度(56年経過) ・流域関連公共：平成21年度(11年経過) ※経過年数は令和3年3月時点	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(全部適用)
処理区域内人口密度	5,644.83人/km <sup>2</sup> (令和元年度決算統計より)	流域下水道等への 接続の有無	・単独公共：無(令和3年3月現在) ・流域関連公共：有
処理区数	・単独公共：1処理区(日光川処理区) ・流域関連公共：5処理分区(神守処理分区、莪原西処理分区、唐臼南処理分区、唐臼北処理分区、新開北処理分区)		
処理場数	・単独公共：1処理場(津島市下水終末処理場) ・流域関連公共：無し		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	・単独公共下水道は、流域下水道への接続を検討しています。 ・流域関連公共下水道は、供用開始当初から流域下水道へ接続しており、広域化・共同化を図っています。 ・日光川下流流域下水道の関連市町村で構成する協議会に参加し、広域化・共同化の検討を行っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	水道汚水	基本使用料	10m <sup>3</sup> まで	1使用月につき	1,361円
		超過使用料	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	146円
			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	162円
			50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	178円
			100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	193円
			500m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき	209円
	一般用井戸汚水	基本使用料		1使用月につき	1,466円
	超過使用料		5人を超える世帯の構成員1人につき	130円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	区分		単位	使用料の額	
	事業用井戸汚水		1m <sup>3</sup> につき	141円	
その他の使用料体系の 概要・考え方	区分		単位	使用料の額	
	湯屋汚水		1m <sup>3</sup> につき	94円	
	工業汚水		1m <sup>3</sup> につき	146円	
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,777円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,124円
	平成30年度	2,777円		平成30年度	3,119円
	令和元年度	2,821円		令和元年度	3,114円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>組織体制(上下水道部)は、1部2課で職員数は計18名です。(部長、上水道事業部門職員を含みます)</p> <p>管理課(1グループ)：上下水道事業の経理全般、部内庶務関係                  工務課(1グループ)：上下水道事業の工事工務、配水場及び処理場の管理</p>	<p>令和2年4月1日現在</p>
事業運営組織	<p>平成29年4月より、津島市流域関連公共下水道事業特別会計を、津島市下水道事業企業会計(単独公共下水道事業)に統合しました。流域関連公共下水道事業の事務移行に伴い、上下水道部3課から2課に組織体制の再編を実施しました。</p>	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	津島市下水終末処理場の運転管理、維持管理等を平成12年度より民間委託しています。料金徴収に関する窓口・検針等についても、平成24年度より民間委託をしています。
	イ 指定管理者制度	-
	ウ PPP・PFI	-
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	-

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

経営比較分析表(令和元年度決算)は、別紙1のとおりです。

令和元年度の各指数及び分析は次のとおりです。

**1. 経営の健全性・効率性**

① 経常収支比率105.8%、② 累積欠損金比率0%で、収益性は確保されています。  
 ③ 流動比率110.8%で、短期的な債務に対する支払能力は堅持されています。  
 ④ 企業債残高対事業規模比率1519.3%で、前年度より増加し、流域関連公共下水道区域の拡大に伴い、処理戸数は増加し、下水道使用料収入は増加しましたが、一般会計からの補てんを差し引いた企業債残高が増加したことが主な要因であります。  
 ⑤ 経費回収率95.6%で、流域関連公共下水道区域の拡大に伴い、汚水処理費及び年間有収水量は増加しましたが、単独公共下水道の処理水に含まれる不明水が下水道使用料に転嫁されていないことが主な要因であります。  
 ⑥ 汚水処理原価150円で、前年度と同推移をしています。  
 ⑦ 施設利用率59.7%で、単独公共下水道処理場の処理能力に変化はありませんが、晴天時に処理した水量が前年度と比べ増加したためであります。  
 ⑧ 水洗化率65.8%で、全国平均及び類似団体平均より下回っている状況にあり、流域関連公共下水道区域での下水道への接続率が低いため、接続率向上のための戸別訪問等の啓発活動を継続して行う必要があります。

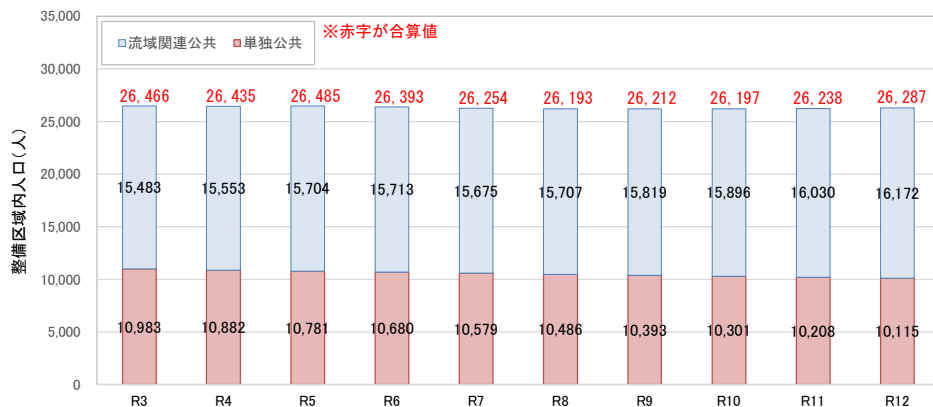
**2. 老朽化の状況**

① 有形固定資産減価償却率は類似団体平均値より高くなりました。これは、単独公共下水道に係る償却資産の減価償却が進んでいるためであります。  
 ② 管渠老朽化率は、単独公共下水道の管渠が年々老朽化しているため、前年度より増加し、全国平均・類似団体平均値より高い水準となっております。  
 ③ 管渠改善率については、単独公共下水道の老朽化改善に向け、継続的に管渠の更新工事を実施しているため、全国平均・類似団体平均値より高い水準となっております。

2. 将来の事業環境

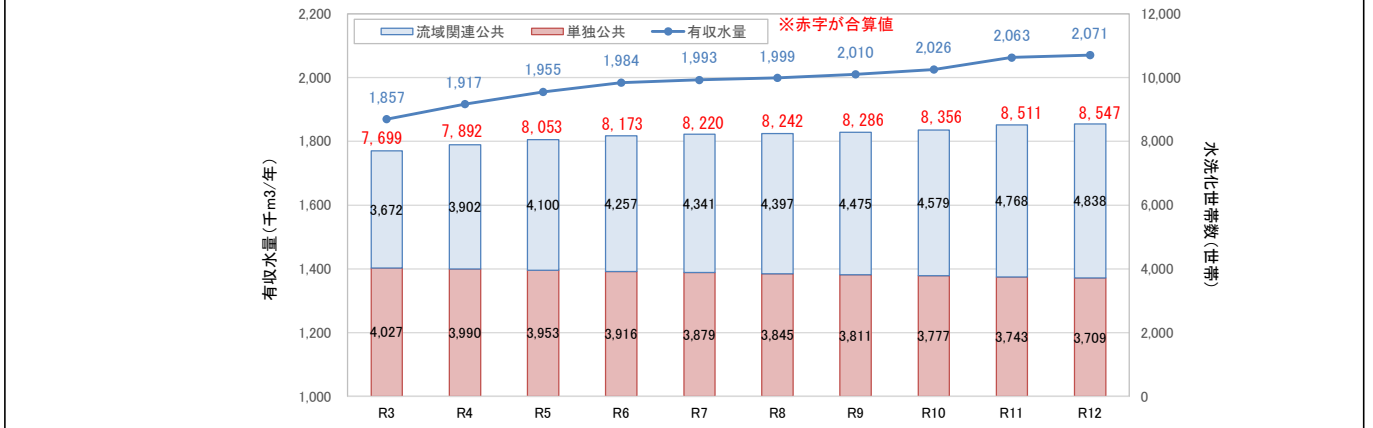
(1) 処理区域内人口の予測

単独公共下水道は概ね整備が完了しているため、津島市総合計画における人口推計に基づき、処理(整備)区域内人口が減少する傾向となりますが、流域関連公共下水道は整備区域の拡張を行っており、処理(整備)区域内人口が増加する傾向となります。これらの合算により今後の人口予測を行いました。



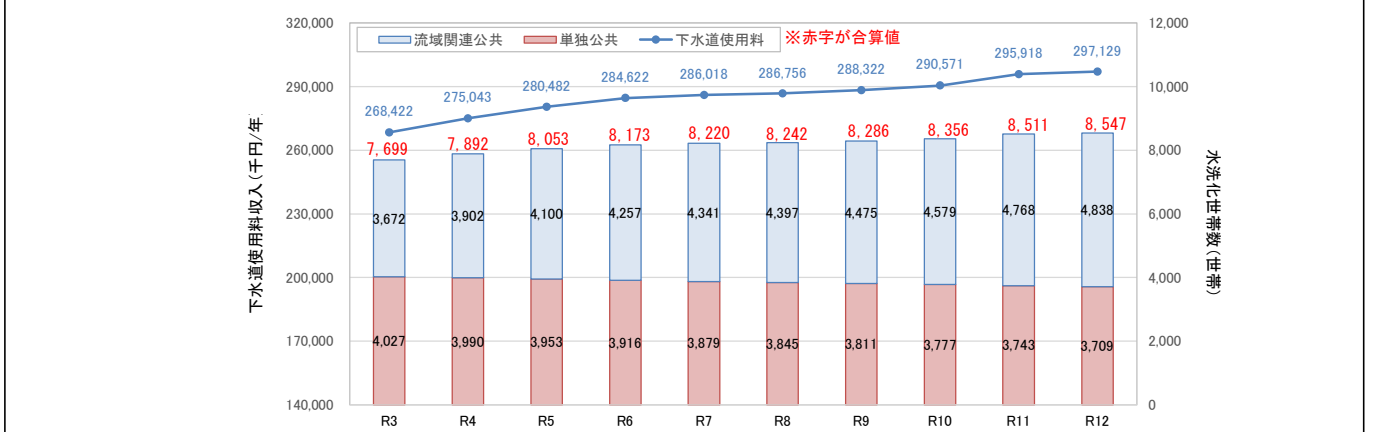
(2) 有収水量の予測

有収水量は一般家庭によるものが大部分を占めています。このため、処理（整備）区域内人口の増加に伴う水洗化世帯数の増加により、有収水量も微増する見通しとなります。有収水量は、処理（整備）区域内人口に基づき算定した水洗化世帯数に比例することとし、予測しました。



(3) 使用料収入の見通し

令和2年度の使用料収入見込みを基準とし、水洗化世帯数の変動に応じて将来の使用料収入を予測しました。使用料収入は水洗化世帯数の増加に応じて微増する見通しとなります。



(4) 施設の見通し

単独公共下水道は供用開始から50年を超える施設を多く有しているため、これらの改築等を行ってまいります。改築等に当たっては下水道ストックマネジメント計画に基づき、リスクの高い施設から実施します。また、流域関連公共下水道は供用開始年数が浅く今後は拡張事業が中心となります。拡張区域は、平成27年度に策定した「津島市汚水適正処理構想」（令和3～4年度に見直し予定）に基づく下水道処理区域を対象とします。

(5) 組織の見通し

現行の組織体制で今後も業務を続ける予定です。

### 3. 経営の基本方針

本市における経営の基本方針は「安定した下水道サービスの提供（施設の健全性の確保、災害発生時の施設機能の確保）」、「持続可能な経営の実施（収支バランスを保つ）」とし、この基本方針を達成するために、主に以下に示す事項について検討を行いました。

#### ①建設に関する検討

単独公共下水道では、耐用年数を超過した施設を多く有しているため、施設の健全性を確保するための投資が必要となります。また、合流式下水道により汚水とともに雨水も排除しているため、豪雨発生時の浸水被害の軽減に関しても重要な投資であります。流域関連公共下水道では、下水道整備区域の拡張が投資の中心となりますが、事業規模に対し平準化をしていく必要があります。

#### ②維持管理に関する検討

単独公共下水道では、有収率が低いことが課題となっています。このため、管内調査や管更生による改築等を実施し、不明水を低減させます。

#### ③経営基盤の強化に関する検討

単独公共下水道では、維持管理費などの徹底的な経費削減を図ります。流域関連公共下水道では、整備済み区域における積極的な下水道接続を推進することで、使用料収入の増加を図ります。

### 4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）：別紙２、３のとおり

※赤字がある場合には（３）において、その解消方法が示されていることが必要

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	・単独公共下水道では、老朽化対策の改築等費用が増加することとなるため、リスクの高い施設から優先的に対策を行う下水道ストックマネジメント計画に基づき、投資額の平準化を図ります。 ・流域関連公共下水道では、事業規模の平準化により、拡張事業を実施します。

・単独公共下水道において、耐用年数を超過し、不明水発生リスクの高い管渠施設の調査や管更生工事を見込んでいます。  
・流域関連公共下水道において、年４ヘクタール程度の拡張整備を見込んでいます。  
・整備計画については、複数ケースの検討及び長期間（２０年間）の検討を行い、単年に投資が集中しないケースを採用しています。  
・民間活用については、委託料などにより見込んでいます。  
・雨水排水に係る投資についても見込んでおり、防災・安全について考慮しています。  
・広域化等として、県流域下水道における建設負担金等を見込んでいます。  
・その他事項としては、特にありません。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	・投資に対し、利用可能な交付金（下水道整備事業、下水管更生事業等）を積極的に活用します。 ・下水道整備区域における下水道接続の促進により、使用料収入の増加を図ります。

・使用料収入は、拡張整備により緩やかな増加を見込んでいます。  
・受益者負担金は、拡張整備区域からの収入として見込んでいます。  
・交付金は、予定する対象事業費の２分の１を適切に見込んでいます。  
・企業債は、企業債残高及び元利償還を考慮し、将来の負担が大きくなる範囲内で、各年の借入額を適切に見込んでいます。  
・繰入金は、基準内・基準外について見込んでいます。また、雨水処理に係る経費についても一般会計からの繰入金を見込んでいます。  
・複数または長期間（２０年間）における整備計画に応じた財源の検討を行い、持続可能な経営が可能となるケースを採用しています。  
・資産の有効活用については現状は予定がありません。  
・その他の事項として、流域関連公共下水道区域における水洗化率（接続率）を、令和１２年度までに７０％程度まで向上させることを目標にして使用料収入を見込んでいます。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費は、令和３年度予算値と同程度を見込んでいます。  
・県流域下水道への維持管理負担金は、予定する有収水量に応じて維持管理負担金単価（想定単価）により見込んでいます。  
・動力費は、令和３年度予算値と同程度を見込んでいます。  
・修繕費は、令和３年度予算値と同程度を見込んでいます。  
・委託費は、令和３年度予算値と同程度を見込み、年度に応じて必要な委託費を計上しています。  
・薬品費は、令和３年度予算値と同程度を見込んでいます。  
・減価償却費は、令和元年度までの取得分の減価償却額と令和２年度以降の取得予定額に係る減価償却見込額を加算して計上しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	・単独公共下水道の県流域下水道への接続を検討します。 ・日光川下流流域下水道の関連市町村で構成する協議会に引き続き参加し、広域化・共同化等について検討を続けます。
投資の平準化に関する事項	・単独公共下水道は、ストックマネジメント計画に基づく管更生による改築等事業により投資の平準化を図ります。 ・流域関連公共下水道は、一定の事業規模により平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	必要に応じて、今後検討を進めてまいります。
その他の取組	必要に応じて、今後検討を進めてまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の下水道の経営や投資の状況を勘案し、適正な使用料に関する検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	必要に応じて、今後検討を進めてまいります。
その他の取組	・単独公共下水道の一部が合流区域であるため、雨水排除についても公共下水道で行っていますので、雨水処理に係る経費に対する適正な繰入金の確保を行います。 ・流域関連公共下水道に係る繰入金についても、必要額の確保を行います。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	先進事例等の情報を収集し、調査研究してまいります。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、時間外手当等の削減により抑制を図ってまいります。
動力費に関する事項	省エネルギーに対応した機器選定に努め、動力費の節減を検討してまいります。
薬品費に関する事項	薬品の調達手法よりコスト削減が図れないか、検討を行います。
修繕費に関する事項	計画的な保守点検により事故等の未然防止を図り、引き続き経費の削減に努めてまいります。
委託費に関する事項	民間委託をしている料金徴収に関する窓口、検針等の営業関連業務及び下水終末処理場の運転管理、維持管理業務の委託内容等を精査し、コスト削減を図ります。
その他の取組	不明水の処理に係る経費の削減を図ります。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルによる進捗管理を行うことで事後検証を行います。また、今後の人口減少、事業の実施状況、国等の交付金の状況等、様々な下水道事業を取り巻く環境の変化に対応するため、必要に応じて経営戦略の見直しを行います。当面では単独公共下水道の流域下水道への接続の見通しが立った段階で、経営戦略の見直しが必要と考えています。
---------------------	---